

## 工事等に係る指名停止等における苦情処理要領

平成20年4月1日

改正 平成28年6月1日

(趣旨)

第1条 「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」(平成12年法律第127号)及び同法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)を踏まえ、競争入札参加資格者への措置の公正性及び透明性を図るため、苦情の処理について必要な事項を定める。

(対象となる措置)

第2条 この要領は、次に掲げる措置のうち、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事及び造林の資格に係るもの(当該資格以外の資格に関する業務について行われたことが明らかである措置を除く。)を対象とする。

(1)七飯町競争入札参加資格者指名停止措置要綱(改正平成28年6月1日付け。

以下「指名停止要綱」という。)の規定による指名停止(指名停止期間の変更を含む。)

(2)七飯町競争入札参加資格関係事務処理要綱(改正平成28年6月1日付け。)

の規定による競争入札参加排除

(苦情の申立て)

第3条 苦情の申立てができる者は、第2条に掲げる措置(以下「指名停止等」という。)の対象となった者とし、対象となる指名停止等の期間内に、当該指名停止等の理由及び期間について苦情を申し立てることができるものとする。

### 2 苦情申立ての手続

(1)部長等(七飯町財務会計規則第2条第4号に規定する者。以下同じ。)は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日

(七飯町の休日に定める条例(平成2年条例第10号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、別記第1号様式により回答するものとする。

(2)部長等は、第1項に定める申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算

して5日（休日を含まない。）以内に、その申立てを却下することができるものとし、別記第2号様式により申立てを行った者に通知するものとする。

（再苦情の申立て）

第4条 苦情の申立てができる者は、第3条第2項第1号の定めによる回答又は同項第2号の定めによる通知を受けた者とし、対象となる指名停止等の期間内（当該回答又は通知を行った日の翌日から当該指名停止等の終期までの期間が2週間を下回る場合にあつては、当該回答又は通知を行った日の翌日から起算して2週間以内）に、再苦情を申立てることができるものとする。

## 2 再苦情申立ての手續

- （1）町長は、再苦情の申立てを行おうとする者があるときは、別記第3号様式により行わせるものとする。
- （2）部長等は、再苦情の申立てがあつたときは、第3号に定める場合を除き、別記第4号様式により速やかに七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）に審議を依頼するとともに、審議の過程においては、必要に応じ、説明を行うものとする。
- （3）部長等は、第1項に定める申立期間を経過したもののその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、再苦情の申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その申立てを却下することができるものとし、別記第5号様式により申立てを行った者に通知するものとする。
- （4）部長等は、再苦情の申立てを行った者に対し、指名選考委員会の審議の結果を踏まえた上で、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、別記第6号様式によりその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは指名選考委員会の意見を踏まえ、申立てが認められた旨及びこれに伴い町長が講じようとする措置の概要を再苦情の申立てを行った者に対し明らかにするものとする。

（要領及び苦情処理結果の公表）

第5条 この要領の公表の方法は、主管の部長等において閲覧に供するものとする。また、七飯町ホームページにも掲載することができるものとする。

2 部長等は、第3条第2項第1号及び第4条第2項第4号の回答を行ったときは、前項の方法において、遅滞なくその内容を公表するものとする。

3 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

（その他）

第6条 部長等は、第2条に定める資格を有する者に対し指名停止等について七飯町競争入札参加資格者指名停止要綱第9条第1項及び第10条の規定に基づき通知するときは、指名停止要綱に定める様式によらず、それぞれ次の様式によるものとする。

ア 指名停止要綱第9条第1項による通知 別記第7号様式

イ 指名停止要綱第10条による通知 別記第8号様式

2 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

別記第1号様式

(記号) 第 号 年 月 日	
(申 立 者) 様	
七飯町長 ⑩	
指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明について（回答）	
年 月 日付けで申立てのありました指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明は次のとおりです。	
なお、指名停止（指名停止期間変更・参加排除）の理由等の説明に不服がある場合は、町に対して再苦情の申立てを行うことができます。この場合においては、当該指名停止（参加排除）の期間内（当該指名停止（参加排除）の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、この回答を行った日の翌日から起算して2週間以内）に下記連絡先に再苦情申立申請書を提出してください。	
記	
件 名	年 月 日付け（記号）第 号による （指名停止） （指名停止期間変更） （参加排除）
理由等の説明	
( 部 課 係)	

注 不要な文字は削除すること。

別記第2号様式

(記号) 第 号  
年 月 日

(申 立 者) 様

七飯町長 ⑩

苦情の申立ての却下の決定について（通知）

年 月 日付けで申立てのありました苦情の申立てについては、次の理由により却下の決定をしたので通知します。

なお、却下した理由に不服がある場合は、町に対して再苦情の申立てを行うことができます。この場合においては、当該指名停止（参加排除）の期間内（当該指名停止（参加排除）の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、この回答を行った日の翌日から起算して2週間以内）に下記連絡先に再苦情申立申請書を提出してください。

記

件 名	年 月 日付け（記号）第 号による <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指 名 停 止 指名停止期間変更 参 加 排 除</span>
苦情の申立ての却下の決定をした理由	

( 部 課 係)

注 不要な文字は削除すること。

別記第3号様式

再 苦 情 申 立 申 請 書

年 月 日

七飯町長 様

1 再苦情申立者の住所・氏名

住所（〒 ）

商号又は名称

代表者氏名

⑩

電話番号

2 再苦情申立ての対象となる指名停止（指名停止期間変更・参加排除）

件名 年 月 日付け（記号）第 号

3 不服がある事項

4 3の主張となる根拠となる事項

（ 部 課 係 ）

別記第 4 号様式

(記号) 第 号  
年 月 日

七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会委員長 様  
(競争入札参加者資格審査会委員長 様)

七飯町長 ⑨

再苦情申立てに係る協議について (依頼)

年 月 日付けで行いました指名停止等について、次のとおり再苦情の申立てがありましたので、工事等に係る指名停止等における苦情処理要綱第 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、審議を依頼します。

記

再 苦 情 申 立 者	
件 名	年 月 日付け (記号) 第 号による <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                 指 名 停 止                  指 名 停 止 期 間 変 更                  参 加 排 除             </div>
苦情申立申請年月日	年 月 日
苦情回答年月日	年 月 日
再苦情申立申請年月日	年 月 日
不服のある事項及びその主張の根拠となる事項に対する町長の意見	
備 考	

( 部 課 係)

注 1 不要な文字は削除すること。

2 この様式には、指名停止等の決定に要した資料、指名停止書、指名停止期間変更通知書、参加排除決定通知書、理由説明書要求書、理由回答書、再苦情申立申請書の写し等の関係書類を添付すること。

別記第5号様式

(記号) 第 号 年 月 日	
(申 立 者) 様	
七飯町長 ⑩	
再苦情の申立ての却下の決定について (通知)	
年 月 日付けで申請のありました再苦情の申立てについては、次の理由により却下の決定をしたので通知します。	
記	
件 名	年 月 日付け (記号) 第 号による 〔 指 名 停 止 〕 〔 指 名 停 止 期 間 変 更 〕 〔 参 加 排 除 〕
再苦情の申立ての却下の決定をした理由	
( 部 課 係 )	

注 不要な文字は削除すること。



別記第 6 号様式

(記号) 第 号  
年 月 日

(申 立 者) 様

七飯町長 ⑩

再苦情の申立てについて (回答)

年 月 日付けで申請のありました再苦情の申立てについては、七飯町建設 工事入札参加指名選考委員会 (競争入札参加者資格審査会) の審議の結果が報告されたので、次のとおり回答します。

記

件 名	年 月 日付け (記号) 第 号による <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     指 名 停 止                      指名停止期間変更                      参 加 排 除                 </div>
再苦情の申立ての審議結果	
再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     又は町長が                      講じようとする                      措置の概要                 </div>	

( 部 課 係)

注 不要な文字は削除すること。

別記第7号様式

競争入札参加指名停止書			
			(記号) 第 号 年 月 日
(資 格 者) 様			
			七飯町長 ⑩
<p>七飯町が行う に係る指名競争入札に関する指名を次のとおり停止したので、通知します。</p> <p>なお、当町に対してこの指名停止の理由及び期間について苦情を申し立てることができます。この場合においては、申立者の商号及び名称、申立者の住所、本書に記載の記号番号及び通知年月日、申立ての趣旨及び理由並びに申立年月日を記載した書面を指名停止期間の末日までに下記の連絡先に提出してください。</p>			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで
2 指名停止の理由			
( 部 課 係)			

注 指名停止要綱第9条第2項の規定により、指名停止となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても、指名停止となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。

「3 あなた（貴社）を構成員とする共同企業体の指名停止

あなた（貴社）を構成員とする共同企業体についても、次の期間中は指名停止となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。

指名停止の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

別記第 8 号様式

競争入札参加指名停止期間変更通知書		
		(記号) 第 号 年 月 日
(資格者) 様		
		七飯町長 <span style="float: right;">⑩</span>
<p style="text-align: center;">年 月 日付け (記号) 第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止期間を次のとおり変更したので通知します。</p> <p>なお、当町に対してこの指名停止期間の変更の理由及び期間について苦情を申し立てることができます。この場合においては、申立者の商号及び名称、申立者の住所、本書に記載の記号番号及び通知年月日、申立ての趣旨及び理由並びに申立年月日を記載した書面を指名停止期間の末日までに下記の連絡先に提出してください。</p>		
記		
1 指名停止の期間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで
2 指名停止期間変更の理由		
( 部 課 係)		

注 指名停止要綱第 10 条において準用する指名停止要綱第 9 条第 2 項の規定により、指名停止期間の変更となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止の期間の変更となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。

「3 あなた（貴社）を構成員とする共同企業体の指名停止期間の変更

あなた（貴社）を構成員とする共同企業体についても、次のとおり指名停止の期間の変更となりますので、これを了知の上、関係者に周知してください。

指名停止の期間	変更前	年 月 日から
		年 月 日まで
	変更後	年 月 日から
		年 月 日まで